

高齢者の特徴の探求

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

関ふ佐子

せき ふさこ



高齢者に関する固定観念

高齢者は「すぐ切れる」(怒りやすい)——この回答を、経営者としてシニア人材について最も問題であると思う点を13の選択肢から3つ選ぶアンケートにおいて、実際に多くの高齢者を雇っている経営者は選択していないのに対して、雇っていない経営者ほど、選択した割合が高かった。高齢者に関する固定観念が高齢者雇用の壁となっている可能性がある。また、消費者生活相談では、70代、80代も含めて、いずれの年代でも最も相談件数が多いのは、「デジタルコンテンツに関する相談」であることを伝えると、驚かれることがある。男性では、全ての年代で「通信サービス」の相談が最も多く、この中には「無料アダルトサイトで動画を見ていたら高額な請求額が表

示された」という高齢者の相談も入る。高齢者に関する固定観念は、消費者被害を予防する取り組みなどの遅れにつながりかねない。年齢差別には、高齢者の心身の状態を理由とした差別と、固定観念や偏見といった社会的障壁を理由とした差別がある。高齢者に対する後者の差別をなくしていくのは、より難しい。

法制度の前提となる 高齢者の人間像の明確化

法学では、対象者の人間像を探り、それに基づき法制度を検討している。「労働者は使用者に従属する存在である」という労働者の人間像を歴史的に明らかにしたことから、労働法は、使用者と対置できる力を労働者に与えてきた。労働契約がAさんとBさんの「働きます」「では賃金を払います」という合意の

みに縛られるとする。ここで、労働者が「賃金を上げてほしい」などと様々な要求をして仕事をおろそかにした場合、使用者は労働者を解雇して新しい人を採用すればよいかもしれない。この点、ストライキという形を取れば、その時間、労働していなくとも賃金を支払い、さらにストライキを理由に労働者を解雇してはならないと定め、労働者が使用者と対等に交渉できるようにしたのが労働法である。こうした法は、「労働者は使用者に従属しており、労働者と使用者は対等に賃金交渉ができる関係にない」という労働者の人間像が明らかになったからこそ構築されてきた。民法では「理性的・意思的で強く賢い人間像」を想定し、契約自由や私的自治の原則を構築し、当事者が合意をすれば、その契約内容は自由に定められるとした。とはいえ、消

費者は必ずしも合理的な判断ができるわけではないとして消費者法が発展した。さらに、高齢者の場合、そもそも文字が小さければ契約書を読むのに苦勞し、認知機能が低下していると、複雑な意思決定や資産運用において誤った判断をする危険性がある。高齢者を巡る法制度の前提となる、高齢者の人間像を明らかにする作業が求められている。

高齢者を巡っては様々な法分野が関係する。例えば、企業における財産承継では、民法、商法、労働法、税法などが関係するほか、経営者の認知機能の低下が財産承継を難しくしている場合は、社会保険法の知識も必要となる。そうした中、高齢者を巡る法的課題を解決すべく、分野横断的に検討するのが高齢者法という法分野である。高齢者の特徴は何か、高齢者はなぜ、どのような差別の対象となるのか、といったことを高齢者法では考察し、高齢者の権利保障を図ろうとしている。分野横断的な検討は、法律学・経済学・医学・老年学といった各学問分野を超えても必要となる。

差別禁止・エイジレスな法制度・ 高齢者の特徴を踏まえた保障

人種差別、男女差別について、多くの人が差別はしてはならないと考える。そして、男

女差別については、男性と女性を分けることから差別が生じる点、LGBTQを視野に入れるべきといった点についての理解が進み、あらゆる人に適用される、より普遍的な施策が求められてきた。高齢者についても同様で、年齢差別を禁止するとともに、人生100年時代を目前にして、年齢にかかわらず働けるエイジレスな法制度が求められている。他方で、同様に忘れてはならないのは、高齢者の特徴も踏まえた法制度ではないか。これは、男女差別を禁止し、ジェンダーにかかわらず社会が目指されたとしても、同時に生理休暇が取得できる法制度が必要なのと同様である。

年齢にかかわらず働ける職場をつくるためには、皆一様に差別なく労働者を処遇すれば十分なわけではない。例えば、青色と黒色の差が見えにくくなる高齢者にも配慮した、カラー・ユニバーサルデザインの使用が求められている。これは、色の識別が難しい障がい者など、多くの人に優しい職場環境につながる。さらに、タッチパネルを使用する職場でタッチペンも使えるようにすると、指が乾燥しがちな高齢者も使いやすくなる。このように、身近なことも含めて、高齢者の特徴を明らかにし、その特徴に合わせた保障を進める

ことも大切なのではないかと。

高齢者の社会的障壁とは 何かを探る

高齢者は、その年齢を理由とした各種の保障の対象となってきたこともあり、人種差別、男女差別、障がい者の差別などと比べると、これまで差別の対象として認識されづらかった。とりわけ、何が高齢者の社会的障壁なのかという点は十分に明らかにしていない。さらに、高齢者の特徴を探り、どういった特有の保障が必要かという点を明らかにする作業もいまだ十分になされていない。この点の解明は、高齢者のみを優遇するのとはおかしなという他の世代の不公平感を減らし、世代間の公平を図っていくためにも必要となる。長く生きてきた高齢者は多様である。SDGsの観点からも多様性が尊重される中、その特徴を明らかにする作業は容易ではない。高齢者と接する現場がこうした視点に立つことで、高齢者の特徴がより明らかになっていけばと願う。コンプライアンスの観点からも、職場環境配慮義務に留意し、高年齢労働者に配慮した職場環境を築いてほしい。